

第 3 4 号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中 7 0 の項を 7 2 の項とし、6 9 の項を 7 1 の項とし、6 8 の項を 7 0 の項とし、同表 6 7 の項(1)ア（ア）中「7 0 の項」を「7 2 の項」に改め、同項を同表 6 9 の項とし、同表中 6 6 の項を 6 8 の項とし、6 0 の項から 6 5 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、5 9 の項の次に次の 2 項を加える。

6 0	建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7, 0 0 0 円
6 1	建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7, 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 2 8 0 号）の施行に伴い、既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査に伴う申請手数料の規定について整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。